

森林環境税(仮称)の検討状況について

平成29年4月
林野庁

新たな森林整備対策と森林環境税(仮称)との関係

- 昨年末の与党税制改正大綱において、森林環境税は、所有森林に無関心な所有者への働きかけといった施策を講じることにより、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てることとされたところ。

平成29年度税制改正大綱(抜粋)(自民党・公明党 平成28年12月8日)

第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

6 森林吸収源対策

2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保について、以下の措置を講ずる。

- (1) エネルギー起源CO₂の排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用を普及していくことは、森林吸収源対策の推進にも寄与することから、地球温暖化対策のための税について、その本格的な普及に向けたモデル事業や技術開発、調査への活用の充実を図るため、経済産業省、環境省、林野庁の3省庁は、引き続き連携して取り組む。
- (2) 森林整備や木材利用を推進することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林現場には、森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題がある。その対策に当たっては、森林現場に近く所有者に最も身近な存在である市町村の果たす役割が重要となる。

このため、市町村による林地台帳の整備を着実に進めるとともに、公益的機能の発揮が求められながらも、自然的・社会的条件が不利であることにより所有者等による自発的な間伐等が見込めない森林の整備等に関する市町村の役割を明確にしつつ、地方公共団体の意見も踏まえながら、必要な森林関連法令の見直しを行うこととし、以下のような施策の具体化を進める。

- ① 市町村から所有者に対する間伐への取組要請などの働きかけの強化
- ② 所有者の権利行使の制限等の一定の要件の下で、所有者負担を軽減した形で市町村自らが間伐等を実施
- ③ 要間伐森林制度を拡充し、所有者が不明の場合等においても市町村が間伐を代行
- ④ 寄附の受入れによる公的な管理の強化
- ⑤ 地域における民間の林業技術者の活用等による市町村の体制支援

このような施策を講じることにより市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る。

森林の有する多面的機能について

- 森林は国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材等の林産物供給などの多面的機能を有しています。
- 森林の有する多面的な機能は、私たちの安全で安心な暮らしや、経済・社会の発展、地域の活性化などを支えており、国民からも様々な期待が寄せられています。

■ 森林の有する多面的機能

○ 土砂災害防止／土壌保全

- ・表面侵食防止
- ・表層崩壊防止 等



○ 保健・レクリエーション

- ・保養
- ・行楽、スポーツ、療養



○ 物質生産

- ・木材（建築材、燃料材等）
- ・食料（きのこ、山菜等） 等



○ 快適環境形成

- ・気候緩和
- ・大気浄化
- ・快適生活環境形成



○ 水源涵養

- ・洪水緩和
- ・水資源貯留
- ・水質浄化 等



○ 地球環境保全

- ・二酸化炭素吸収
- ・地球の気候の安定
- ・化石燃料代替エネルギー



○ 生物多様性保全

- ・遺伝子保全
- ・生物種保全
- ・生態系保全



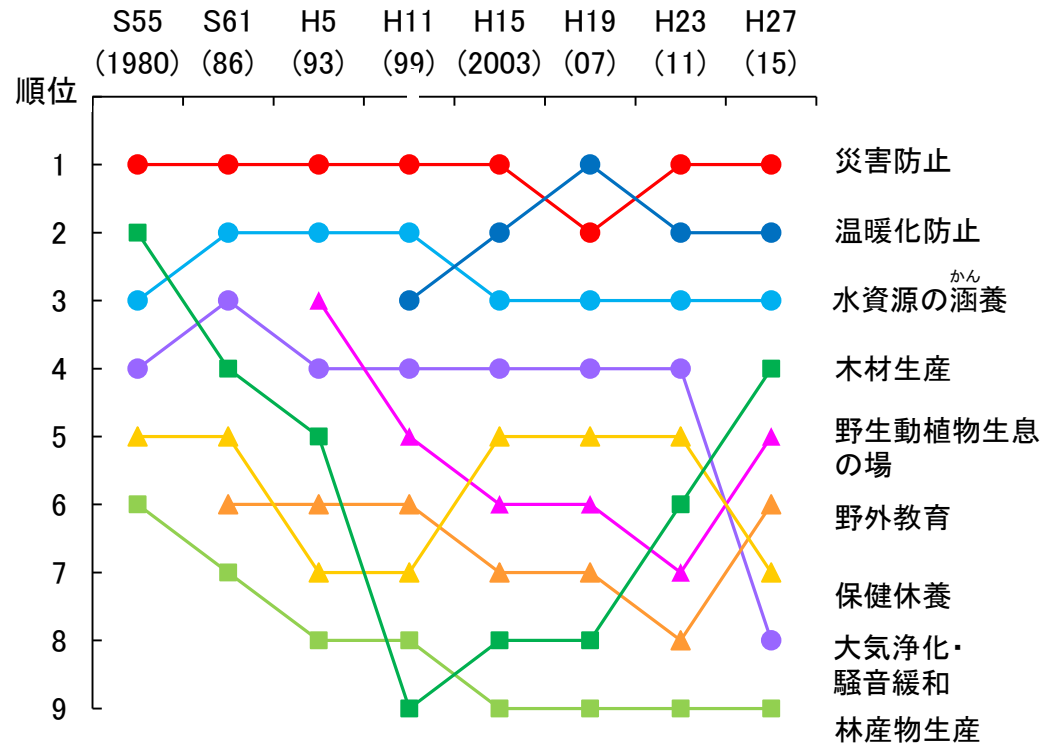
○ 文化

- ・景観・風致
- ・学習・教育
- ・伝統文化
- ・芸術 等



資料：日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的機能の評価について」及び同関連付資料（平成13年11月）

■ 国民の森林に期待する働き



資料：総理府「森林・林業に関する世論調査」（昭和55年）、「みどりと木に関する世論調査」（昭和61年）、「森林とみどりに関する世論調査」（平成5年）、「森林と生活に関する世論調査」（平成11年）、内閣府「森林と生活に関する世論調査」（平成15年、平成19年、平成23年）、農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」（平成27年）
 注1：回答は、選択肢の中から3つまでを選ぶ複数回答。
 注2：選択肢は、特にない、わからない、その他を除いて記載。

適切な森林整備・保全の推進の必要性 ①

- 森林の多面的機能を十全に発揮させるためには、森林の適切な整備・保全を行うことにより、森林を健全な状態で維持・管理していくことが必要です。
- 適切な森林整備が行われなければ、森林が荒廃し、土砂崩れ等の災害が発生しやすくなったり、CO2の吸収能力が低下するなどし、国民生活に影響を及ぼします。
- また、近年、集中豪雨の頻発など異常気象の増加による災害の激甚化が懸念されており、国民の安全で安心な暮らしを支える森林の働きの重要性はますます高まっています。

■ 手入れが行われず荒廃した森林



■ 集中豪雨・台風等による災害



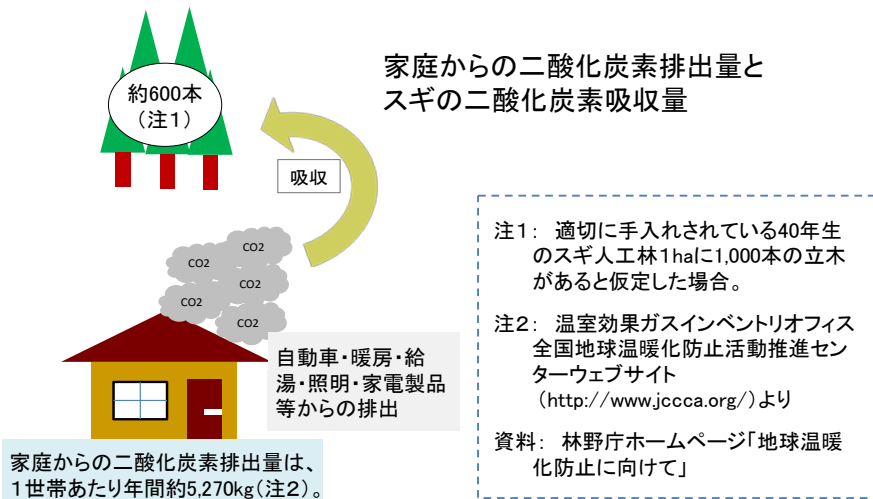
■ 濁水被害



適切な森林整備・保全の推進の必要性 ②

- さらに、2016年11月に発効したパリ協定においては、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡を達成することとされ、これに向け、我が国も森林等の吸収源及び貯蔵庫を保全し、強化する行動を実施する必要があります。

■ 森林の二酸化炭素吸収・固定機能



■ パリ協定について

パリ協定とは

- 開発途上国を含む全ての国が参加する2020年以降の国際的な温暖化対策の法的枠組み。
- 2015年のCOP21（気候変動枠組条約第21回締約国会議）で採択。2016年11月に発効。

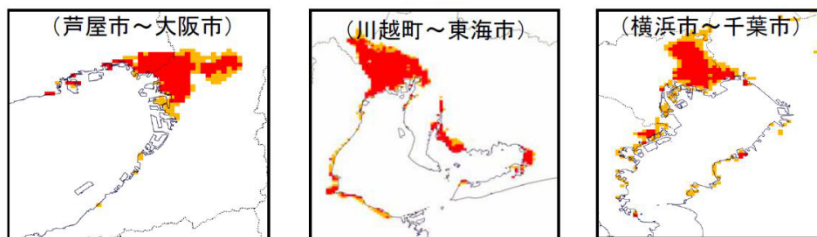


パリ協定の概要

- 各国は削減目標を提出し、対策を実施。（削減目標には森林等の吸収源による吸収量を計上することができる）
- 削減目標は5年ごとに見直し。
- 温度上昇を2℃以内に抑制し、1.5℃以内に向け努力。
- 今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡を達成。
- 開発途上国への資金支援について、先進国は義務、開発途上国は自主的に提供することを奨励。

■ 地球温暖化による影響の例

- 平均海面水位が59cm※上昇した場合、日本の三大湾のゼロメートル地帯の面積は5割増大と予測される
- ※59cmはIPCC第4評価報告書で21世紀末に予測される世界平均海面上昇量の予測の上限を想定



	現状	海面上昇後	倍率
面積(km ²)	577	879	1.5

森林関連分野の概要

- 森林等の吸収源及び貯蔵庫を保全し、強化する行動を実施。
- 開発途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減等（REDD+）の実施及び支援を奨励。

市町村の役割強化等の方向性（森林整備を進めていくための課題の解決方向）

私有林整備の妨げとなっている要因

無関心な所有者の存在

所有者・境界が不明確な森林の存在

林業の担い手の不足

木材需要の低迷 等

世代交代や不在村化等により今後更に増加

新たに対応が必要な課題

<以下の取組を既に推進>
・森林組合等による集約化
・所有者・境界明確化の支援
・林地台帳整備

<以下の取組を既に推進>
・「緑の雇用」事業
・緑の青年就業給付金 等

<以下の取組を既に推進>
・木材安定供給体制の整備
・CLT等の開発・普及 等

- ・ 森林組合等による所有者・境界明確化の取組や働きかけだけでは解決しない
- ・ 自発的な施業を促す現行の対策に限界がある中、当該森林の自然・社会的条件も踏まえながら、公的主体による森林整備を推進する必要

市町村の体制についての課題は残されたまま

課題解決の方向

森林現場や所有者に最も近い市町村段階で行政の役割を強化

（例：市町村から直接の働きかけ、間伐等の市町村実施、公有林化）

合わせて

市町村への支援体制を整備

要間伐森林制度の拡充など、関係法令（森林法、間伐等特措法等）の改正を含め検討

間伐等適切な森林整備の推進

地球温暖化防止

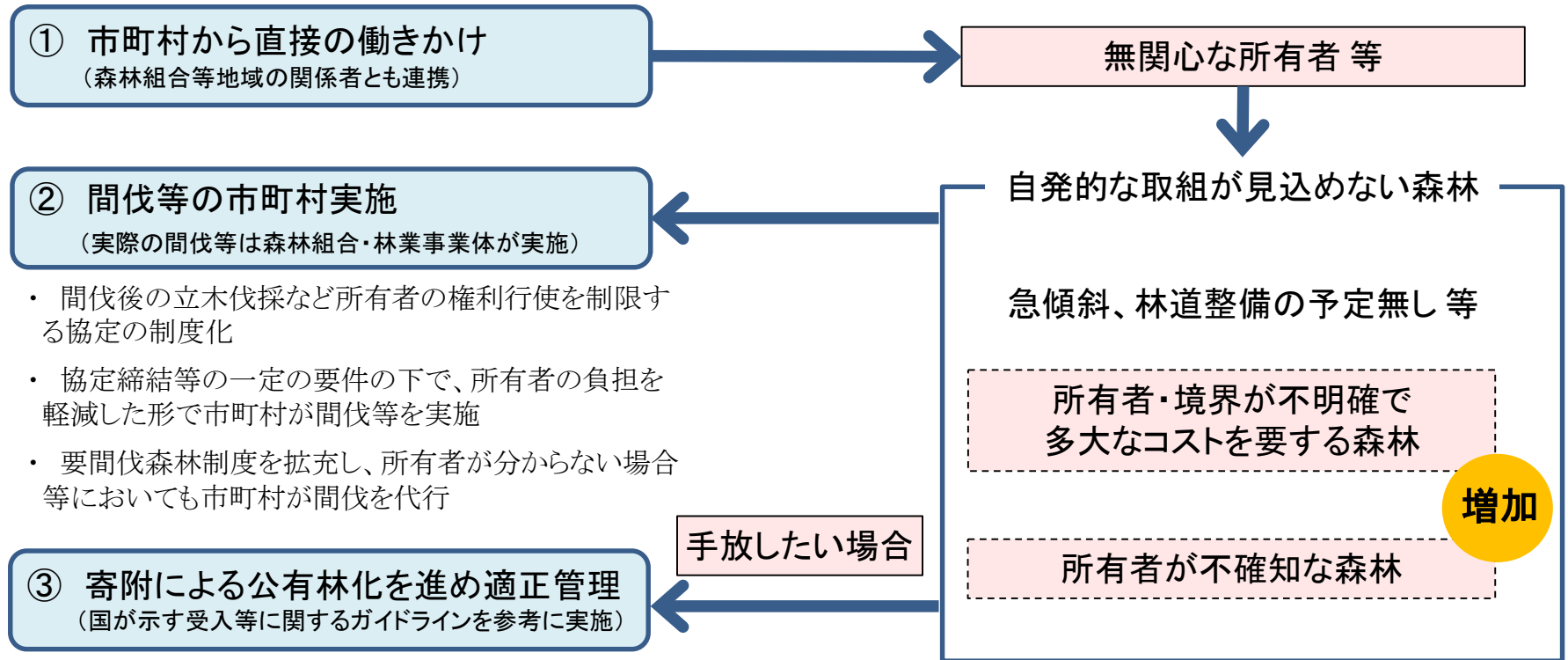
国土保全等

地方創生

新たな森林整備の方向性（市町村主体の新たな仕組みの検討）

- 公益的機能の発揮が求められながら、自然的・社会的条件が不利であることにより、現行の施策では放置されている森林について、市町村が主体となって新たに整備・管理する取組を推進。
- また、このような市町村主体の森林整備によって、地元の林業事業者などの担い手が継続的かつ安定的に間伐等の作業を実施できるようになれば、地域の雇用安定にもつながる。

■ 市町村主体の森林整備



■ 市町村への支援体制の整備

④ 地域における民間の林業技術者の積極的な活用等による支援体制の整備

- ・ 林業技術者の嘱託職員等としての雇用、既存の法人への業務の一部の委託を想定し、条件整備（技術者の登録・研修）